

33. 清須市

平成21年度 愛知自治体キャラバン回答書

懇 談 会

平成21年10月27日（火）午前10時30分から午前11時30分まで

場 所 . . . 清須市役所 清洲庁舎 （清須市清洲1-6-1）
202会議室

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答) 第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画にて、2009年から2011年までの介護保険料は決定しています。第4期については、所得段階7段階で行っていて、低所得者にたいしては、最大50%減となっています。

②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答) 所得に応じて、一定額を超える場合は高額介護サービスの支給制度があり、それ以外は考えていません。

③新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

(回答) 10月以降の認定更新により、随時新基準に適合したものになっていくと考えています。

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

(回答) 窓口対応の際に市販のパンフレットにて対応させていただいております。内容については精査していきたいと考えています。

ウ.認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

(回答) 県主催の研修会などの参加について呼びかけを行っています。

④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

(回答) 西春日井福祉会による特別養護老人ホームの整備を計画しています。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答) 介護従事者待遇改善特例交付金等、財政的支援が行われていると思いますが、労働条件については、各事業所で検討しているものと考えます。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答) 配食サービスについては昼食及び夕食の1日2食を週5日提供しています。(土・日の希望者については業者の紹介)また、会食会は、サロン事業として、社会福祉協議会で実施しています。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

(回答) あしがるバス(地域巡回バス)があります。料金については、1回100円

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

(回答) 老人福祉センターの会議室などの貸し出しを行っています。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答) 要介護1以上の方については対象となります。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答) 要介護認定時にお知らせ文書を同封しています。

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答) 後期高齢者医療対象者の医療費負担の無料については、愛知県広域連合に於いて決められることで、本市独自の無料は考えていません。

後期高齢者福祉医療の拡大については、現在のところ考えていません。

②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

(回答) 現在のところ考えていません。

③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

(回答) 後期高齢者医療制度については、愛知県の広域連合で資格管理事務を処理するため、本市独自で特段の取り計らいをすることは考えていません。(十分な納付資力があるにもかかわらず、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方が対象となります。)

④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答) 財源的なこともあります、県制度で実施したいと考えています。

⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

(回答) 現在のところ予定はありません。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答) 21年4月より、通院について小学校卒業まで拡大いたしました。中学校卒業までの拡大については、近隣市町の動向及び財源確保等を精査し、慎重に検討してまいりたいと思います。

②妊娠婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

(回答) 現在、産前についてのみ14回まで無料としています。また、超音波検査は、4回を年齢制限なしに助成しています。

③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

(回答) 公費補助を行っている自治体は、東海地方でも岐阜県に1市あるのみとなっており、全国的にみても少数です。このことからも、現在のところは予定ありません。

④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。

また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

(回答) すでに実施しています。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

(回答) 今後、清須市国保の財政状況等を考慮し、慎重に検討したいと考えています。

イ.少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

(回答) 現在のところ考えていません。

ウ.前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

(回答) 現在の基準の範囲内で対応したいと考えています。

エ.所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答) 現在の基準で対応したいと考えています。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア.資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(回答) 現在のところ資格証明書の発行はしていません。

イ.保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

(回答) 収納課に於いて納税相談され分納されている世帯には、短期保険証を発行正規の保険証と変わりありません。

ウ.保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

(回答) 収納課に於いて、加入者の実態を正確に把握するとともに、納付相談を十分おこない対処しています。(判断の基、短期保険証を発行)

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および

医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

(回答) 生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対し減免しています。(平成20年8月1日施行)制度の周知においては、市のホームページ及び広報で周知しています。

5. 障がい者施策の充実について

①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

(回答) 市独自の軽減制度を設ける予定はありません。

②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。

(回答) 利用料をなくす予定はありませんが、高額地域生活支援給付という市独自の軽減制度①②があります。①同一の月に受けた自立支援給付に係る利用者負担額と地域生活支援事業(日常生活用具給付等事業及び助成事業を除く)に係る利用者負担額を合計して法律の定める限度額とする。②同一の月に受けた日常生活用具給付等事業(住宅改修費助成事業を除く)に係る利用者負担額を合計して法律の定める限度額とする。

③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

(回答) 市独自の軽減制度を設ける予定はありません。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診とともに実施してください。

(回答)

・自己負担金について

特定健診については、自己負担金は無料です。がん検診については、自己負担金を検診項目ごとに、実費の1/3程度の負担をお願いしています。歯周疾患検診についても同様に負担をお願いしています。無料化については考えていません。

・実施時期について

特定健診については、40~64歳の方については、個別医療機関委託及び集団健診とし、65~74歳の方については集団検診としています。実施期間については保健指導の関係もあるので通年は考えていません。

がん検診等については、費用の面から集団健診で実施しており、個別医療機関委託や通年化は考えていません。ただし、子宮がん検診については、名鉄病院に委託しています。

②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

(回答) 30~39歳の市民を対象とした若年者健診を実施しています。自己負担については、実費の3割程度の負担をお願いしています。

③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

(回答) 満40・45・50・55・60・70歳の方についての検診は無料で個別医療機関に委託し通年で実施しています。

7. 生活保護について

①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答) 愛知県の指導のもとに適切に実施しています。

②愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

(回答) 愛知県通知(2008年12月11日)を遵守しています。

③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

(回答) 21年10月1日から正規職員1名増となりました。